◎新潟県告示第1270号

河川法 (昭和39年法律167号) 第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について 次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成25年11月8日

新潟県三条地域振興局長

- 1 河川の名称
 - 二級河川新川水系大通川
- 2 河川管理施設の名称または種類

大通川左岸堤防

3 河川管理施設の位置

燕市米納津16210番地先から燕市大保3891番地先まで

4 管理を行う者の名称及び住所

名称 道路管理者 燕市長 鈴木 力

住所 燕市日之出町1番1号

- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設 又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の付属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間

平成25年3月29日から道路の存続する日まで